

厚生労働省事業の採択

平成30年6月7日、学校法人梅村学園（中京大学）を事業主体とする平成30年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）事業が、平成29年度に引き続き厚生労働省によって採択されました。

事業主体

学校法人梅村学園（中京大学）

研究代表者

法務研究科教授・稲葉一人

事業名

「認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業」

事業内容

研究代表者から背景の説明

研究代表者の法務研究科教授の稲葉一人です。この研究事業の背景をご説明します。認知症の方であろうとも、本人の自己決定を尊重すること、つまり、意思決定を支援することが必要で、障害者条約（2014年批准）や国内法（障害者総合支援法や、成年後見人利用促進法等）で求められていますが、現場では、認知症の人は意思決定能力がないと考え、「医療者・介護者（家族を含む）が善いと考える方法」で支援し、本人の意思を必ずしも尊重しないこと、あるいは、尊重するとしても、能力が減弱をした人にどのように支援してはいいのかが問われていました。そこで、厚生労働省では、平成27年・28年に、認知症の意思決定支援のための法的・倫理的な観点や、実際の事例の収集をしてきており、研究代表者はその作業の取りまとめ等をし、昨年度（平成29年度）は、本大学が、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を作成する事業を受け持ち、無事作成することができました。

そして、本年は、そのガイドラインを実施するための研修等を行う本事業が連続で採択されました。具体的には、【成年後見制度利用促進法の施行を受け、設置された成年後見利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援のあり方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘されている。平成29年度の老健事業において、「認知症の人の意思決定支援ガイドライン」の策定が行われ、本研究の成果を活用し、意思決定支援の事例集の策定及び普及のための研修の在り方について検討を行う。また、研修の在り方の検討後にモデル的に研修を行い、報告書を作成する】という事業目的です。

今後の高齢社会、認知症社会における、認知症の人の自己決定を支えるガイドライン作

成を行い、更に本年度は前年度に引き続き研修を本学園が率先して実施することは、極めて意義深く、今後このガイドラインが日本津々浦々で利用されることが予定されていることを考えても、未来の世代に大きな社会的な影響を与える意義深い事業と言えます。